平成１９年（フ）第４４９号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢105番地８
破産者　株式会社水管工業
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第２４０号
茨城県古河市松並１丁目15番18号
破産者　有限会社東和建装
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第２４１号
茨城県古河市静町30番34号　ライフアップ静台105号、前住所茨城県古河市三杉町２丁目30番37号
破産者　亡小林福夫相続財産
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２０年（フ）第７４５号
千葉県市川市妙典４丁目９番21―406号ガーデンアヴェニュー妙典
破産者　峯崎　孝男
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１６号
千葉市若葉区貝塚町1274番地の５
破産者　有限会社森組
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第３４号
千葉市花見川区千種町107番地の２
破産者　有限会社太田電気
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１７４号
千葉県市原市八幡1047番地１　サンクレイドル八幡宿307
破産者　石川　静子（旧姓長谷川）
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１７９号
千葉県船橋市金杉台１丁目２番９棟202号
破産者　本間　茂子
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２０年（フ）第６３８号
金沢市西念３丁目21番２号
破産者　株式会社クロケン
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第３６９６号
名古屋市東区上堅杉町13番地
破産者　株式会社大電
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第４０７号
名古屋市守山区小幡北1528番地
破産者　有限会社花精
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６５号
愛知県海部郡蟹江町大字今字二之坪41番地の５
破産者　有限会社東豊工業
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２号
兵庫県加古川市野口町野口779番地１号、従前の本店所在地大阪市中央区平野町１丁目６番11号
破産者　株式会社エムワークスネット
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２０年（フ）第１１９７号
熊本市壺川２丁目３番68号
破産者　古家　隆幸
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１３２号
鹿児島県鹿児島市西陵５丁目10番３号
破産者　株式会社構造技術研究所
１　決定年月日　平成21年７月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
群馬県高崎市宮元町124番地
破産者　株式会社菓匠千歳庵
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２６号
東京都福生市武蔵野台２丁目31番地３イースト・ビレッジ406号室
破産者　佐々木眞裕美
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２９２号
東京都町田市野津田町1469番地７
破産者　株式会社後藤興産
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第２９３号
東京都町田市野津田町1469番地８
破産者　後藤　京子
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３０５号
東京都東大和市清原２丁目1279番地の７
破産者　株式会社Ｄａｉｓｈｏｕ
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第３０６号
東京都東村山市栄町１丁目９番地15シティプラザ久米川802、破産手続開始決定時の住所東京都東久留米市下里３丁目23番14号ルミエール白山206号
破産者　上野山　晶
１　決定年月日　平成21年７月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部